

# 11月は 児童虐待防止推進月間です ～オレンジリボンキャンペーン～

もしかして虐待かも…

## 児童虐待とは

本来、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）が子どもへの体や心を傷つけることを児童虐待といえます。児童虐待は大きく4つに分類されますが、これらが重複して起こっていることが少なくありません。



### 【身体的虐待】

殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど暴力をふるう・火傷をさせる・戸外に閉め出すなど

### 【心理的虐待】

子どもの心を傷つけることを言う・無視したり拒否的な態度をとる・ほかのきょうだいと著しく差別する・子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるうなど

### 【ネグレクト】

十分な食事を与えない・体や環境を不潔なままにする・病気になるっても病院に連れて行かない・子どもを車や家に残したまま外出する・家に閉じ込めるなど

### 【性的虐待】

性的ないたずらをする・性的関係を強要する・性器や性交を見せる・児童ポルノの被写体にするなど

## 虐待かもと思ったら

心配なこと、気付いたことなどがあある場合には、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）などにお知らせください（通告）。通告をした人のプライバシーは絶対に守られます。

いち はやく  
189

※一部のIP電話からはつながりません。  
※通話料がかかります。



## 「通告」のほかにも大切なこと

児童虐待は、孤立した子育てのなかで起こりやすいといわれています。

### 【子育て家庭を孤立させない】

まず笑顔を向け、声をかける。ひとりではないと感じてもらおうことが大切です。声をかけることが難しい場合は、あいさつをすることで心の支えになることもあります。

### 【子育てしやすい環境をつくろう】

利用しやすい、心地よい、信頼できる。そんな居場所や機関、つながりをみんなで力を合わせてつくり、増やしていくことが大切です。

## 問い合わせ

児童福祉課 あんしん支援係  
☎ 0824・73・0051  
家庭児童相談員専用ダイヤル  
☎ 0824・73・1243

